

令和 8 年 6 月 26 日

市内有料老人ホーム 管理者 様

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

有料老人ホームにおける利用料金の変更及び入居者・家族への説明について（お知らせ）

日頃は、本市の高齢者福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨今の物価高騰等の影響により、有料老人ホームの利用料金について、やむを得ず値上げする施設が増加しております。

有料老人ホームにおいて利用料金を変更する場合には、本市への事前確認と届出が必要であることは以前からご承知のことと思いますが、改めてご留意いただきたい点についてお知らせいたします。

なお、本件については介護付及び住宅型ともに対象となります。

## 1 料金変更の手続きの流れ

### (1) 事前連絡

名古屋市介護保険課施設指定担当に電話、メールまたは Logo フォームにてご連絡ください。

- ・ 電 話 : 052-212-6533
- ・ メール : [a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp](mailto:a2595-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp)
- ・ Logo フォーム : <https://logoform.jp/f/A9JrN>

※ 入居者（家族）への説明前に連絡するようにしてください。

### (2) 資料の提出

Logo フォームにて資料を提出いただきます。

- ① 新たな利用料金の積算根拠
- ② 料金を変更する理由書
- ③ 新旧対照表

なお、変更内容に応じて追加で資料をいただく場合がございます。Logo フォームにて提出いただいた資料を確認後、必要に応じて名古屋市介護保険課からメールでご案内します。

### (3) 内容確認

名古屋市介護保険課にて、資料の確認を行います。

老人福祉法第 29 条第 8 項「有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。」に基づき、施設が徴取してはいけない費目を料金の算定に含めていないか等を確認します。

#### (4) 料金変更

内容確認が終了しましたら、実際に料金変更となります。

利用料金の改定にあたっては、入居者又はその家族に対し、その内容及び理由について十分かつ丁寧な説明を行う必要があります。有料老人ホームの利用契約は、設置者と入居者との私法上の契約であり、本市への届出をもって契約内容の正当性が担保されるものではありません。説明責任は事業者に帰属するものであることを十分認識してください。

また、契約書、管理規程及び重要事項説明書等に定めた、料金変更に関する手続きを遵守してください。

※ 一部において、本市への届出をもって本市が当該料金を推奨しているかのような説明がなされ、入居者等に誤解を与える不適切な事例が見受けられます。

#### (5) 変更届

実際に利用料金を変更した後に、変更届を提出していただきます。

提出先は下記のとおりです。

① 有料老人ホーム変更届（第26号様式）

老人福祉法に基づく変更届です。住宅型、介護付ともに提出していただく必要があります。提出期限は変更日から30日以内です。

●提出先 名古屋市介護保険課施設指定担当

② 変更届出書（第4号様式）

介護保険法に基づく変更届です。介護付（特定施設）のみ提出が必要です。提出期限は変更日から10日以内です。

●提出先 名古屋市介護事業者指定指導センター

添付書類等については、NAGOYAかいごネットの該当ページでご確認ください。

① <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/charge/>

トップ>有料老人ホームの届出

② <https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/download/shisetsu/>

事業者向け>各種加算・変更届ダウンロード>居宅サービス・施設サービス  
>変更および加算の届出について

## 2 新料金設定（積算）の注意点

新料金を設定する際には、次の点に注意してください。

### (1) 設定する費目の内訳を明らかにすること

例えば、「管理費」であればその内訳を明確にしてください。（EV等の共用部維持管理費、事務消耗品費、共用部水光熱費、など。）そのうえで、何が上昇しているのか等を明示してください。

### (2) 徴収不可の費目（内訳）を含めないこと

特に介護付（特定施設）においては、介護報酬に含まれているもの（介護における人件費等）を含めないようにしてください。二重徴収となってしまいます。

### (3) 変更した料金設定の根拠を明らかにすること

単に「高騰した」だけではなく、新たに設定した金額の具体的な根拠を示していただく必要があります。例えば、5,000円の値上げとするのであれば、4,000円でもなく6,000円でもなく、5,000円分に設定した具体的な根拠を示す必要があるということです。

### (4) 食費については原則として1食ごとの費用を示すこと

原則として、1月単位などではなく1食単位での費用を示してください。(1食単位が望ましいが、1日単位も不可ではない。)

### (5) 実績に基づく料金変更(設定)はスポット的に抜き出さないこと

特に水光熱費(電気代等)について、過去の実績と比較して値上げの根拠とすることが多いですが、原則としてその期間を1年とすべきです。季節によって上下動が激しい水光熱費(特に電気代)について、数か月だけを抜き出して積算根拠とすることは適切とは言えません。

### (6) 原則として施設ごとに料金を積算すること

同一法人で複数の有料老人ホームを運営している場合に、それらすべてをまとめて積算していることがありますが、原則としては施設単位で積算していただきます。

まとめて積算できる例外的な取扱いは「給食や清掃など法人でまとめて業者委託している場合」など施設単位での積算が難しい場合に限ります。水光熱費など施設によって使用量が異なるものを一括して積算することは不適切です。

### (7) 既入居者と新規入居者とで料金設定に差を付ける場合

有料老人ホームにおいては同一サービス同一料金の原則があるため、基本的には既入居者と新規入居者とで利用料金に差を付けることは好ましくありません。やむを得ず既入居者のみ利用料金を据え置く場合、その差額分を新規入居者に転嫁(上乘せ)することは適切ではありませんので注意が必要です。

### (8) 正規料金とは別に生活保護受給者用料金設定をする場合

正規料金では生活保護基準を上回るため、別に生活保護受給者用の料金を設定する場合にも注意点があります。

ア 生活保護受給者用の料金を設けることで減ってしまう収益分を正規料金へ転嫁しないこと。(生活保護用の料金で積算しないこと。)

イ 設定料金が生活保護で対応できるかを所在区の区役所民生子ども課(又は支所区民福祉課)生活保護担当に確認しておくこと。

## 3 料金積算方法について

参考として、以下に料金積算方法をいくつか例示します。

### (1) 実際の費用から積算

- ① 給食業者に委託していた食費について、給食業者から値上げ要請があったためその実額分を値上げする。
- ② 直近1年間の電気代・ガス代・水道代を月平均で算出し、その金額を水光熱費に反映させる。

### (2) 過去の実績と現在の実績を比較して積算

旧料金の設定根拠とした年と直近1年のそれぞれ1年間の電気代・ガス代・水道代を月平均で算出。その差額を旧料金に上乘せする。

＊ 旧料金設定の根拠年を一昨年度、新料金設定の根拠年を昨年度とする（一昨年度と昨年度とを比較する）施設が少なくないが、本来は不適切。旧料金を設定したところまで遡って比較することが正しい。

※ 基本的には、過去に料金設定した際と同じ積算方法で新料金を設定することが望ましいです。

#### 4 介護付有料老人ホーム（特定施設）の注意点

特定施設の中には本市の公募により採択されたうえで指定されているものがございます。利用料金は採択時の評価点の一つになるため、公募により採択された特定施設は、原則として利用料金を変更（値上げ）することが認められていません。（特定施設の募集要項による。）やむを得ない事情が認められた場合に限り、例外的に値上げが認められるものですので、事後報告にならないよう、十分に注意してください。

名古屋市介護保険課施設指定担当	
電 話	0 5 2 - 2 1 2 - 6 5 3 3
F A X	0 5 2 - 9 5 9 - 4 1 5 5